

会社の年度株主総会に関する規定

会社は各会計年度終了後、6 か月以内に取締役会および株主総会を開催しなければなりません。

背景紹介

会社法の規定により、会社は毎年株主通常総会を開催することが求められており、その中には取締役会と株主総会が含まれます。会社の財務諸表はこれらの会議で承認を受ける必要があり、関連する議事録も会社に保存しておかなければなりません。また、一部の決議事項はこのような会議でのみ可決できるとされています。さらに、時期を逃さない決議事項がある場合には、別途臨時会議を開いて承認する必要があります。

報告義務のある会社形態

以下の会社形態は、法に基づき毎年取締役会と株主総会を開催しなければならない：

- ・有限公司(有限会社)
- ・股份有限公司(株式会社)

取締役会

『会社法』第 204 条の規定によれば：「取締役会の招集は、3 日前までに各取締役および監査役に通知しなければなりません。ただし、定款によりより高い基準が規定されている場合は、その規定に従います。公開発行会社の取締役会の招集については、その通知期間は証券主管機関により定められ、前項の規定は適用されません。緊急の事情がある場合、取締役会は随時招集することができます。前三項の招集の通知は、相手方が同意すれば電子的方法によることができます。取締役会の招集は、事由を記載しなければなりません。」

株主総会

『会社法』第 170 条第 1 項・第 2 項および第 171 条の規定によれば、取締役会は毎年少なくとも 1 回株主総会を開催し、必要に応じて株主臨時会を開催しなければなりません。前述の株主総会は、各会計年度終了後 6 か月以内に開催しなければなりません。

ただし、正当な理由があり主管機関の認可を受けた場合はこの限りではありません。もし会社に 1 名の法人株主しか存在しない場合、株主総会を開催する必要はありません。

株主総会は何名の株主で開催できますか？

『会社法』第 174 条の規定によれば、株主総会の議決権は株主数ではなく株式数によって計算されます。株主総会で決議を行うためには、発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席し、かつ出席株主の議決権過半数の同意を得なければなりません。したがって、単一株主が 50%以上の株式を保有している場合、その株主のみの出席で株主総会開催に必要な法定出席要件を満たすことができます。

オンライン株主総会

『会社法』第 172-2 条第 1 項・第 2 項の規定によれば：「会社の定款において、株主総会を開催する際、ビデオ会議または中央主管機関が公告したその他の方式によって行うことができると定めています。ただし、天災、事変またはその他不可抗力の事由により、中央主管機関は一定期間内において、定款に定めがなくても、ビデオ会議または公告した方式での開催を認めることができます。株主総会をビデオ会議によって開催する場合、その株主がビデオにより会議に参加したときは、本人が出席したものとみなします。」

株主総会議事録

『会社法』第 183 条第 1 項・第 2 項の規定によれば：「株主総会の議決事項は、議事録を作成しなければならず、議長が署名または押印し、会后 20 日以内に議事録を各株主に配布しなければなりません。前項の議事録の作成および配布は、電子的方法によって行うことができます。」

普通決議と特別決議

- 会社の一部の事項の変更は、取締役会および株主総会において「普通決議」または「特別決議」を経なければ効力を生じません。
- 普通決議: 発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席し、かつ出席株主の議決権過半数の同意を得ることが必要です。
- 特別決議: 発行済株式総数の3分の2以上を代表する株主が出席し、かつ出席株主の議決権過半数の同意を得ることが必要です。
- 『会社法』において、特別決議は特定の事項に適用されると規定されており、例えば会社ガバナンスの変更、合併、資本調整等が含まれます。関連条文には『会社法』第156-1条、第159条、第185条、第240条、第241条、第277条および第356-13条がある。決議事項が特別決議を要求していない場合は、普通決議によって可決すればよいです。

通常、私たちはクライアントに対し、可能な限り年度株主総会で各種の決議を済ませるようご案内しています。これにより、同じ年度内に複数回会議を開く必要を避けることができます。

なお、決議の内容が法律や会社定款に反している場合、その決議は無効となります。また、手続に違反がある場合も、決議が取り消される可能性があります。

財務諸表および営業報告の承認

各会計年度終了時、会社は営業報告書、財務諸表および利益分配または損失処理の提案を作成し、株主総会に提出して審議・承認を受けなければなりません。

取締役会は作成を完了した財務報告を株主総会に付議して承認を得なければなりません。株主総会の承認後、取締役会は財務報告および会議記録を全株主に送付する必要があります。

財務報表の監査証明

2019年度以降、以下のいずれかの条件に該当する会社は、その年度の財務諸表を会計士に依頼して監査証明を受けなければなりません:

1. 実収資本金が新台幣ドル 3000 万元以上。
2. 実収資本金が 3000 万元未満であっても、
 - 年末の営業収入純額が 1 億元に達している場合 (經濟部經商字第 10702425340 号函);

- 年末の劳保加入従業員数が 100 人に達している場合。
- 年営業額が 1 億元を超えている場合 (財政部經商字第 10702425340 号函)。

上記の規定に違反した場合、会社の責任者には 1 万元以上 5 万元以下の罰金が科されます。

期限

- 株主通常総会: 各会計年度終了後 6 か月以内に開催します。
- 取締役会: 毎年株主総会開催前に開催します。

罰則

『会社法』第 170 条第 3 項の規定によれば、会社を代表する取締役が規定期限内 (すなわち各会計年度終了後 6 か月以内) に株主通常総会を開催しなかった場合、1 万元以上 5 万元以下の罰金に処されます。

『会社法』第 183 条第 1 項・第 6 項の規定によれば、会社を代表する取締役が株主総会の議決事項を議事録として作成しなかった場合、1 万元以上 5 万元以下の罰金に処されます。

『会社法』第 20 条第 1 項・第 5 項の規定によれば、会社の責任者が各会計年度終了後に営業報告書、財務諸表および利益分配または損失処理の議案を株主に提案して承認を得なかった場合、1 万元以上 5 万元以下の罰金に処されます。さらに前項の監査を回避、妨害または拒否、あるいは期限内に申告を行わなかった場合、2 万元以上 10 万元以下の罰金に処されます。

『会社法』に従って適切に株主総会を開かなかった場合には、別途定められた処罰を受けることがあります。

結論

会社のコンプライアンス要件は幅広く、複雑な内容を含みます。私たちのチームは、お客様が関連書類を準備する際にサポートし、『会社法』の規定を確実に遵守できるようお手伝い致します。

ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先



沈嘉文 協理

Wendy Shen

Director

T +886 2 2789-0887 ext 1175

E wendy.shen@tw.gt.com



横山 憲夫

Japan Desk 代表

日本公認会計士

T +886 2 2789-0887 内線 1355

E norio.yokoyama@tw.gt.com

www.grantthornton.tw